

教育推進プラン（案）

目標 1 「学校が持つすべての力」を発揮し、
「横の連携と縦の接続」を進化させる

施策 1 学力向上をめざす教育の推進

[現状と課題]

国が目指す“確かな学力”とは、知識や技能に加え、自分で課題を見付け、自ら学び、考え、主体的に判断し、行動し、問題を解決する力を指します。

市教育委員会では、児童生徒がこの“確かな学力”を身に付けるために、学習指導要領を踏まえた小中一貫教育カリキュラム「宇治スタンダード」を平成 24 年度から全面的に導入しました。

「宇治スタンダード」は、義務教育 9 年間を前期（4 年間）・中期（3 年間）・後期（2 年間）のまとまりと捉え、その系統性を高める一貫した年間指導計画です。

「(前期)基礎的・基本的な学力の定着」「(中期)学習意欲の向上、小学校から中学校への円滑な移行、社会性や規範意識の醸成」「(後期)個性と能力を伸ばし、自己実現に向けた積極的な態度の育成」というねらいを持ち、学習指導及び生活指導の連続性を高めることで、義務教育修了時に“確かな学力”を備え、希望進路を実現することを目指します。

小中一貫教育カリキュラム「宇治スタンダード」のまとまり



「宇治スタンダード」の導入に合わせて、各学校の課題に応じた少人数指導や補充学習の実施、「いしずえ学習」の時間と連携した家庭学習の定着促進なども本格的に開始しました。

また、教員自身によるテーマ別研究会を本市独自に開催し、指導方法をはじめ、独自教材や指導計画の研究にも取り組んでいます。

一方、本市の平成 24 年全国学力・学習状況調査の結果をみると、小学生は各教科で全国平均を上回るものの、中学生は全国平均とやや開きがありました。

小・中学生アンケートの結果では、中学生の授業理解度のうち、「ほとんど全部わかっている」割合が小学生に比べてやや低い結果になっており、小学校から中学校に移行する際の学習指導のあり方に課題があるといえます。また、中学生の家庭学習の割合が全国平均を下回っていることも課題のひとつに挙げられます。

また、今回のアンケートの結果から、保護者・市民・教育関係者の共通認識として、学校の役割が“確かな学力”“運動能力、体力向上”“他国の文化を大切にする心”であることが明らかになりました。

[保護者、教育関係者・団体、市民アンケートに共通する、子育てにかかる役割]

「学校」が最重要 次いで「家庭」も一定の 役割を担う	<ul style="list-style-type: none"> ● 学力の基礎・基本を身に付ける ● 運動能力や体力を向上させる ● 他国の文化を大切にすることを育てる
----------------------------------	--

こうした結果も踏まえ、今後は、学校の最も重要な役割のひとつである“確かな学力”の定着に関し、「宇治スタンダード」の成果を節目節目で検証し、継続的に改善していく必要があります。また、この基礎学力を基盤にして、直面する課題を解決する思考力、自主的な学習意欲の醸成といった、自らを高め続ける力を養うことが、新しい宇治市を創造する人材を育成する視点からも重要になります。

[推進施策と主な取組]

学習意欲の向上（自ら学ぶ意欲・態度の育成）

児童生徒が自ら考え、自ら問題を解決する意欲・態度を身に付けるため、各学校の教科及び学校活動全体を通じて工夫した活動を行います。

各学校で、学習基盤となる安定した学級運営及び学年運営を行います。

基礎的・基本的な知識・技能の定着【重点施策】

各学校で、基礎基本の徹底を図る「いしずえ学習」の成果と課題を常に検証しながら改善を進めます。

児童生徒が主体的な学習習慣を身に付けるため、各学校で「いしずえ学習」と連動する家庭学習を促す工夫を行います。

家庭での学習習慣や学習意欲を高めるため、各学校の実態を踏まえた「家庭学習の手引き」を作成します。

言語活動の充実（思考力や表現力、コミュニケーション能力の育成）

児童生徒が社会を生き抜く思考力・判断力・表現力・コミュニケーション能力を身に付けるため、各学校で教科及び学校活動全体を通じて言語活動の充実を図ります。全教科で「読む・考える・書く」ことの指導を徹底します。

「宇治市子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）」のもと、読書活動の活性化、学校図書館の充実を図ります。

外国語活動・教科外国語の充実

児童生徒がコミュニケーション能力を身に付けるため、小・中学校の外国語活動・教科外国語の授業などにおいて、AET（英語指導助手）の活用の充実を図ります。各中学校ブロックで、幼稚園でのAET（英語指導助手）とのふれあう時間のほか、AET（英語指導助手）を学校教育以外に活用する取組を進めます。

教員の英語指導力向上のため、研修などの充実を図ります。

英語で宇治の歴史文化を学び・伝える時間の創設、教材開発を検討します。

様々な文化的背景を持つ人々と共生する心を養うために、英語圏以外も含めた多様な交流事業や体験活動を通じて、国際理解・多文化共生教育を推進します。

理数教育の充実

児童生徒が知識・技能を活用し、課題を解決する力を伸ばすため理数教育の充実を図ります。

教員の理数教育指導力向上のため、研修などの充実を図ります。

各中学校ブロックの地域資源を活用し、児童生徒が自然や科学技術に親しむ機会の充実を図ります。

情報教育の充実（情報活用能力の育成）

小学校で、コンピュータや情報通信ネットワークなどに慣れ親しみ、基本操作を身に付けるための指導の充実を図ります。

中学校で、コンピュータや情報通信ネットワークなどを主体的に活用する知識・技能を身に付けるための指導の充実を図ります。

個別指導の充実

小学校で、指導員を活用した少人数指導、個別指導、補充学習などの充実を図ります。

中学校で、指導員を活用した授業支援、補充学習、希望者を対象としたテスト前学習相談会などの充実を図ります。

小中一貫教育カリキュラム「宇治スタンダード」の検証と推進【重点施策】

「宇治市小中一貫教育推進協議会」において、「宇治スタンダード」の成果と課題を検証します。

上記の検証結果を公表し、市民意見を次年度に反映する機会を設けます。

【指標】

指標	現状	目標
次回挿入予定		

以降の施策1～14のそれぞれに、施策推進の成果、状況の改善、事業の達成度などを確認（評価）するものを挿入。指標には、総合計画の指標、アンケート数値、社会データなどから設定予定。

【参考；アンケートデータ】

施策1～14それぞれに、関連する主なアンケート結果を挿入。

（指標とアンケートデータに関しては、以下、省略）

施策2 豊かな心をはぐくむ教育の推進

[現状と課題]

国が目指す“豊かな心”の育成とは、他人を思いやる心や感動する心など「豊かな人間性」を育成することであり、学校教育はその一翼を担っています。

本市ではこれまで、道徳の時間と人権教育による「心の教育」の実施、学社連携による社会体験活動やボランティア活動を展開してきました。

平成24年度からは本市の歴史文化を活用した「宇治学」の時間（宇治で学ぶ、宇治を学ぶ、宇治のために学ぶ）を小学3年生から実施し、より良い宇治を築こうとする自主的・実践的な態度を養うことに努めています。

不登校について、本市では、学校に行きたくとも行けないような児童生徒の個々の状況に応じた支援を組織的・計画的に行うため、小学校3年～中学校3年までの不登校児童生徒を適応指導教室（Ujiふれあい教室。平成6年7月1日開設）で受け入れ、学校生活や社会生活に適応できるよう指導・援助を行っています。

適応指導教室職員アンケートの結果では、増加する不登校児童生徒に対応するため、体制と環境の両面での拡充を課題に挙げています。

今後は、全国的に増えている発達障害にかかる支援、不登校やひきこもりへの対応といった、個別に支援が必要なケースが増えることも想定されます。そのため、個別ケースに対応できる体制の強化が課題となります。

不登校などへの対応を含め、青少年が成長する際の様々な事象は、家庭だけで問題を抱え込まないよう、家庭・学校・地域が協力して取り組まなければなりません。また、青少年健全育成活動と学校教育を連動させ、青少年本人が自ら考え、行動する力の育成に取り組んでいます。

学校と地域でこうした取組を進めているものの、社会的な問題となっている子ども同士の「いじめ」の問題は本市でもみられます。また、最近ではネットや携帯の書き込みなどで「いじめ」に該当するケースの報告もあります。

今後の学校教育においては、9年間を通じて児童生徒の「心」の成長を把握しながら、一人ひとりの成長に応じた適切な指導・支援がこれまで以上に求められます。一方、今回のアンケートの結果から、保護者・市民・教育関係者の共通認識として、“豊かな心”の育成に深く関わる4項目については「家庭」が最も重要な役割を担うという認識が明らかになりました。

[保護者、教育関係者・団体、市民アンケートに共通する、子育てにかかる役割]

<p>「家庭」が最重要 次いで「学校」も一定の役割を担う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会のマナーやルールを教える ● 思いやりや他人を大切にすることを育てる ● 自然を大切にすることを育てる ● 規則正しい生活習慣、食生活を身に付ける
---	--

この結果を踏まえ、少子化が進む中で子どもたちが“豊かな心”を身に付けるために、家庭と学校との連携をこれまで以上に強めていくことも学校の重要な取組になります。

[推進施策と主な取組]

「宇治学」の充実（伝統・文化を学ぶ活動の充実）【重点施策】

学校が地域の特性や創意工夫を活かして、特色ある教育活動を展開するとともに、小中一貫教育における総合的な学習の時間を「宇治学」として再構成し、歴史・風土・産業など教科などの枠を越えた体験的な学習を行うことにより、児童生徒の自主的・実践的な態度を育成します。

社会人講師による出前講座の実施、市内の文化財・歴史的資料を活用した文化芸術活動など、学社連携を積極的に進めます。

児童生徒が行う文化芸術活動を中心とする学校行事の開催、特別活動での交流及び合同開催などの実施を検討します。

「心の教育」の充実（道徳教育、人権教育の充実）【重点施策】

9年間を通じて児童生徒がお互いの人権を尊重し、社会のルールを守り、生命を慈しむ「心」を身に付けるため、各学校で人権教育と道徳教育を中心に教育活動全体を通じて工夫した活動を行います。

「道徳の時間」などの授業を積極的に公開し、家庭とも連携した道徳心・規範意識の向上を図ります。

児童生徒が人権問題解決に向けた実践力を養うための体験学習、地域の社会人講師などを活用した学習を積極的に取り入れます。

教職員自身が人権感覚を磨き、人権尊重に向けた指導力を発揮するための研修などの充実を図ります。

ボランティア活動の充実

児童生徒が様々な体験を通じて、児童生徒が豊かな感性、思いやり、公共心などを身に付けるため、各教科と連動しながら、各中学校ブロックで地域資源を活かした活動の充実を図ります。

福祉施設への訪問、地域清掃活動など、各学校で地域に根ざした活動の充実を図ります。

環境教育の充実

身近なことから段階的に地球規模の視点で環境問題を捉えるようになるため、児童生徒の発達段階に応じた環境教育の充実を図ります。

各学校（園）において幼児・児童生徒が自ら立てた目標に向かって全校（園）で緑化活動、ごみ分別、エコキャップ回収運動、節電・節水などの取組の充実を図ります。

キャリア教育の充実（社会的・職業的自立に向けた力の養成）

児童生徒が社会的・職業的自立に向けた基礎能力や勤労観を身に付けるため、各中学校ブロックで地域資源を活用した活動の充実を図ります。

学齢期の発達段階に応じた職場体験とインターンシップなどの体験活動を、大学などと連携して推進します。

情報モラル教育の充実

児童生徒をインターネット上の誹謗中傷、いじめ、ネット犯罪などの被害者・加害者にさせないための指導の充実を図ります。

教職員の研修を通じて、情報モラルに対する指導力向上を図ります。（個人情報の取扱い、インターネット上のマナーなど）

相談体制の充実【重点施策】

スクールカウンセラーを活用し、小・中学校での相談体制の充実を図ります。

大学との連携強化を進め、臨床心理専攻の大学院生などによる「心と学びのパートナー派遣事業（中学校）」と「メンタルフレンド派遣事業（家庭訪問）」の充実を図ります。

適応指導教室（U j i ふれあい教室）の推進【重点施策】

不登校児童生徒を適応指導教室（U j i ふれあい教室）で受け入れ、学校生活や社会生活に適應できるよう指導・援助を行います。

長期間にわたるケースへの対応として、教育・医療・福祉・ボランティアなど、学校と外部機関の連携強化を検討します。

いじめ防止対策の充実【重点施策】

いじめの実態、態様、構造などを踏まえ、その予防、早期発見、早期対応、再発防止に向けた教職員研修をさらに進めます。

児童生徒の人権尊重の精神を培うため、道徳教育や人権教育を確実に実施します。

いじめの実態を把握するため、児童生徒に対して年間複数回のアンケート調査を実施します。

児童生徒の悩みや変容を早期に捉えるため、学校における教育相談を充実させるとともに、保護者や誰にも相談できない児童生徒などが利用できる相談窓口を設置します。

学校、家庭が連携して、いじめの解決を図るとともに、解決困難ないじめについては、警察など関係諸機関と連携して、その解決に取り組みます。

施策3 たくましく、健やかな身体をつくる教育の推進

[現状と課題]

国は、生きる力を構成する3つの力のひとつに「健康・体力」を位置付けています。

(体力向上について)

小学校では体育クラブ、中学校では運動部活動を中心に、児童生徒の体力向上や運動習慣の定着に取り組んでいます。また、スポーツクラブや競技団体などとの学社連携を進めながら、運動やスポーツに親しむ能力や意欲の向上に努めています。

平成24年全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果から本市の児童生徒の現状をみると、小学生の体力が全国平均とやや開きがあり、特に女子の体力に課題がみられます。中学生は男女とも概ね全国平均と同等という結果でした。

この結果を受けて、学校では運動習慣と体力向上に、より一層、取り組む必要があります。その一方で、学校教育だけでは時間も限られることから、今後は中学校ブロックごとに学校・家庭・地域(団体)の連携強化を図り、地域全体で日常的・継続的に運動するような環境づくりに取り組む必要があります。

(健康教育・安全教育について)

児童生徒が生涯にわたり健康かつ安全で活力ある生活を営むため必要な資質・能力を養うため、健康教育と安全教育に取り組んでいます。

児童生徒の健康については、中学生で肥満割合がやや多いこと、むし歯の保有率が小・中学生ともに高いこと(注¹)が本市の課題として挙げられます。

今後は、学校と地域が連携した食育を中心とした健康教育を一層進めるとともに、家庭で規則正しい生活リズムと望ましい食習慣が実践されるよう、家庭と学校との連携をこれまで以上に強めていくことも学校の重要な取組になります。

学校教育では、阪神淡路大震災や東日本大震災の教訓を活かしながら、児童生徒が自ら安全な行動や危険な環境を改善する能力と態度の養成に取り組んでいます。

今後も学校で安全教育を継続するとともに、地域の協力による子ども達の安全を守る活動の継続も必要になります。

注¹ 宇治市健康づくりプラン中間評価についての課題

[推進施策と主な取組]

運動習慣の定着（体力向上）【重点施策】

児童生徒が体力向上に主体的に取り組む意識と運動習慣を身に付けるため、各学校で工夫した活動を行います。

運動の楽しさを感じることでできる授業の工夫、学校活動全体を通じて運動機会の拡大を図ります。

小学校の体育クラブ、中学校の運動部活動の充実を図るため、地域や関係団体のスポーツ指導者との連携を進めます。

トップアスリート・団体との交流を通じて児童生徒の競技力向上と、教員の指導力向上を図ります。

保護者に対し、家庭における運動機会の拡充を啓発します。

健康教育の充実

児童生徒が心身の健康増進に必要な資質・能力を身に付けるため、各学校で工夫した活動を行います。

各学校で定期健康診断を実施し、規則正しい生活習慣の定着促進とともに、疾病の早期発見や感染症予防などに努めます。

飲酒・喫煙・薬物乱用の防止や性に関する正しい知識と望ましい行動選択ができるよう、指導の充実を図ります。

食育の充実【重点施策】

学校給食などを通じて、児童生徒が食の大切さと正しい栄養摂取を理解するよう、各学校で地産地消を推進します。

学校給食で行事食を提供するなど、食を通じて伝統や文化への理解と関心を深めるよう工夫に努めます。

安全教育の充実【重点施策】

児童生徒が災害・事故・犯罪から身を守る危険予測や危機回避能力を身に付けるため、各学校で地域と連携した防犯・防災教育の充実を図ります。

各学校（園）の「学校（園）安全対策マニュアル」の検証・改善、学校安全計画の策定を促進します。

地域ぐるみで子どもを守る体制を強化するため、「学校安全管理委員会」の運営、防災訓練の共同実施（学校・地域）を進めます。

施策4 特別な教育的支援が必要な子どもへの支援の充実

[現状と課題]

本市では、平成24年度現在、小学校20校(36学級)、中学校10校(18学級)に特別支援学級を設置しています。

各学校では特別支援教育コーディネーターを中心とした体制を構築しており、いきいき学級支援員を活用しながら、児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画などに基づく組織的・継続的な指導・支援を実施しています。また、市内の京都府立宇治支援学校との連携も進めています。

一方、全国と同様に、通常の学級で授業を受けている児童生徒の中にも発達障害や学習障害などで特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増えています。

しかしながら、特別支援教育コーディネーターのアンケートからは、発達に課題のある児童のすべてには対応できていない現状がうかがえます。また、最近では複雑な家庭環境により保護者との連携が困難なケースが増えていると指摘しています。今後は、児童生徒の発達段階に即した支援をよりきめ細かく実施していくために、各学校での支援体制の強化とともに、小中一貫教育を進める中で、中学校ブロック毎の接続の強化が必要になります。

また、外からわかりにくく、支援体制も十分に整っていない発達障害児への対応も課題であることから、教育・福祉・生活など関連領域との効果的な連携強化を進める必要があります。

[推進施策と主な取組]

就学前から一貫した支援体制の構築【重点施策】

子ども一人ひとりの状況を十分に踏まえた「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を策定します。

幼稚園や保育所(園)などと小学校との連携強化(=縦の接続)、教育・福祉・生活など関連領域との効果的な連携(=横の連携)を図り、連続性のある支援体制の強化を進めます。

特別支援教育の充実

各学校で、いきいき学級支援員を適切に配置します。

特別支援コーディネーターを中心とした特別支援教育体制の確立を一層確かなものにするとともに、特別支援教育に携わる人数や専門教員の増員、教員以外で発達に課題のある児童や保護者からの相談を専門的に対応する職員の配置を検討します。(スクールソーシャルワーカー、教育相談担当カウンセラーなど)

発達障害の早期支援

担任や部活動の教員が児童生徒や部員の話をよく聞いたり、日頃から児童生徒の様子を把握したりしながら、発達障害（下記の参考を参照）のある児童生徒への早期支援を行います。

校内体制の整備・充実

保護者や児童生徒のニーズを踏まえ、通級指導教室の充実を図ります。
不登校児童生徒の居場所の増設を検討します。（児童生徒がクールダウンしたり、教員が話を聞いたりする場所）
合理的配慮（次頁の参考を参照）に基づく支援体制の構築を進めます。

民間支援団体への支援

民間の取組（「親の会」、地域の居場所、就労サポートの会など）に対する支援を検討します。

希望に沿った進路の確保

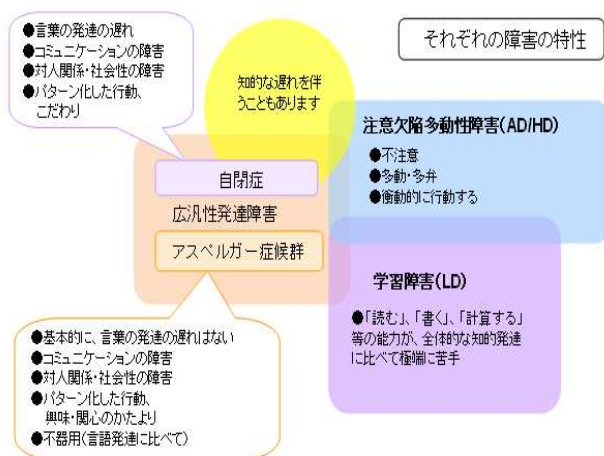
特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育機会を確保するため、就学指導委員会による進路支援、就学時の経済的負担を軽減する就学奨励費の支給の充実を図ります。

【参考】発達障害

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と、発達障害を定義しています。

本市においても乳幼児期の定期健診や義務教育進学時などである程度は把握できるものの、個人によって状態や症状の差が大きいため判別が困難です。成人になると把握はさらに困難になります。

国では、できるだけ早期から発達障害の人に対する支援を行うため、「発達障害者支援法」を平成17年4月に施行しました。また、平成18年6月に「学校教育法等の一部を改正する法律」を公布し、小中学校などで学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）など、障害のある児童生徒に適切な教育を行う旨を規定しています。



【参考】合理的配慮について

障害者の権利に関する条約の第2条に定義される「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」

「合理的配慮」の例（出典：文部科学省）

1. 共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ バリアフリー・ユニバーサルデザインの観点を踏まえた障害の状態に応じた適切な施設整備 ・ 障害の状態に応じた身体活動スペースや遊具・運動器具等の確保 ・ 障害の状態に応じた専門性を有する教員等の配置 ・ 移動や日常生活の介助及び学習面を支援する人材の配置 ・ 障害の状態を踏まえた指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理学の専門家等の確保 ・ 点字、手話、デジタル教材等のコミュニケーション手段を確保 ・ 一人ひとりの状態に応じた教材等の確保（デジタル教材、ICT 機器等の利用） ・ 障害の状態に応じた教科における配慮（例えば、視覚障害の図工・美術、聴覚障害の音楽、肢体不自由の体育等）
2. 視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教室での拡大読書器や書見台の利用、十分な光源の確保と調整（弱視） ・ 音声信号、点字ブロック等の安全設備の敷設（学校内・通学路とも） ・ 障害物を取り除いた安全な環境の整備（例えば、廊下に物を置かないなど） ・ 教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版の確保
3. 聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ FM 式補聴器などの補聴環境の整備 ・ 教材用ビデオ等への字幕挿入
4. 知的障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活能力や職業能力を育むための生活訓練室や日常生活用具、作業室等の確保 ・ 漢字の読みなどに対する補完的な対応
5. 肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療的ケアが必要な児童生徒がいる場合の部屋や設備の確保 ・ 医療的支援体制（医療機関との連携、指導医、看護師の配置等）の整備 ・ 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保 ・ 障害の状態に応じた給食の提供
6. 病弱・身体虚弱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保 ・ 車いす・ストレッチャー等を使用できる施設設備の確保 ・ 入院、定期受診等により授業に参加できなかった期間の学習内容の補完 ・ 学校で医療的ケアを必要とする子どものための看護師の配置 ・ 障害の状態に応じた給食の提供
7. 言語障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ スピーチについての配慮（構音障害等により発音が不明瞭な場合）
8. 情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別学習や情緒安定のための小部屋等の確保 ・ 対人関係の状態に対する配慮（選択性かん黙や自信喪失などにより人前では話せない場合など）
9. 発達障害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別指導のためのコンピュータ、デジタル教材、小部屋等の確保 ・ クールダウンするための小部屋等の確保 ・ 口頭による指導だけでなく、板書、メモ等による情報掲示

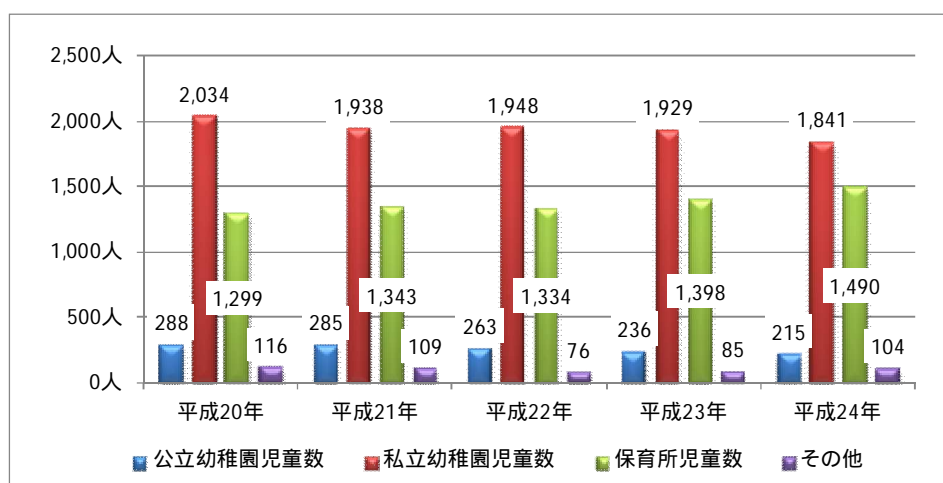
施策5 就学前の子どもに関する教育の充実

[現状と課題]

平成24年5月1日現在、本市では公立幼稚園4園において4歳児と5歳児の教育を行っています。4園合計の在園児数は215人（全4～5歳児の5.9%）です。近年は幼稚園への就園者数が公立・私立ともに低下する一方、保育所の入所児童は毎年増えており、保育所の待機児童が発生している状況です。

公立幼稚園4園ではそれぞれの地域特性を活かし、乳幼児や小・中学生、お年寄りなどとの交流、地域行事への参加など、多様な体験を通して幼児の豊かな感性を養うよう努めています。

[就学前児童の就園状況の推移]（各年5月1日現在）



公立幼稚園児の保護者アンケートの結果では、幼稚園の満足度が97.8%（満足＋どちらかといえば満足）という高い評価を受けています。また、幼稚園に期待することには「他者への思いやりや生命の大切さの教育」「礼儀やルール、マナーについての教育」を上位に挙げています。

こうした結果を踏まえ、公立幼稚園では就園児の「豊かな心」の基礎を育むことを中心とした幼児教育に引き続き努めるとともに、「きめ細やかな指導」や「他者と協調する力の育成」に一層取り組み、期待に応じていくことが求められます。また、小中一貫教育との連携強化を図り、幼稚園から中学校卒業まで「育ち」の連続性を重視した教育を実践することも必要です。

さらに、核家族の増加が想定される中、保護者や未就園児家庭を対象に“子どもの育て方”や“家庭での教育のあり方”などを指導（周知）していく取組を拡充し、「家庭」の役割を果たすような支援も公立幼稚園の重要な役割になります。

[推進施策と主な取組]

子育て支援の充実【重点施策】

保健・福祉分野と連携し、保護者や未就園児家庭を対象にした活動の拡充を図ります。(未就園児の保育活動、子育てサークルへの支援、園庭開放、保護者の交流機会の提供、子育て相談や情報提供など)

子ども子育て支援新制度(注²)のもとで、福祉部局とも連携し、幼稚園や保育所を含む全ての子どもの就学前教育の在り方について検討をしていきます。

公立幼稚園教育の充実【重点施策】

幼児が自我を形成する基礎的な力を養うため、各園で体験学習やボランティア活用などの地域資源を活かした活動の充実を図ります。

各園で特色ある幼児教育を展開するため、「宇治スタンダード」につながる幼児教育カリキュラムを設定します。

公立幼稚園の特別支援教育の充実

病気や障害、家庭状況などで支援の必要な幼児の発達を支援するため、個々の状態・状況に応じた指導を計画的・組織的に進めます。

公立幼稚園の教育環境の整備

第2次学校施設整備計画(平成20~29年度)に基づく計画的な改修を行います。

中学校ブロックにおける保幼小の連携強化【重点施策】

中学校ブロック毎の私立を含む幼稚園及び保育所、小学校の交流・連携の強化を図ります。

注² 国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などを公布(一部施行)。この法律に基づき、平成27年4月から質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供(認定こども園制度の改善)や、地域における子育て支援の充実(支援事業の拡充)に向けた新制度が本格的に始まる予定。

なお、「幼児期の学校教育」とは、学校教育法に位置付けられる小学校就学前の子どもを対象とする教育のこと。

施策6 教員の指導力量の向上

[現状と課題]

小・中学生アンケートの結果から先生の評価をみると、すべての評価項目(10項目)で「評価する」割合が5割を超えています。また、10項目中、「評価する」割合が7割を超えた項目は、小学生8項目、中学生7項目に上るなど、教員の指導に対する小・中学生自身の評価は概ね良好といえます。

小・中学生の保護者アンケートの結果では、教職員への期待に「わかりやすい授業」「子どもの悩みへの真摯な対応」「すべての子どもへの公平な対応、適正な評価・評定」を挙げており、学習指導と生活指導の両面への期待がうかがえます。

幼稚園児の保護者と小学生以下の子どもがいる保護者アンケートの結果では、学校に望むこと(学力以外)は「教職員と子どもとの信頼関係」「いじめ防止への取組」「きめ細やかな指導、教師の指導力」を上位に挙げています。

本市の教員は、小・中学生及び保護者の期待に応えるため、校内外の研修受講のほか、テーマ別研究活動などに積極的に取り組んでいます。

市独自の取組であるテーマ別研究活動は、テーマを毎年度設定し、より良い学習指導方法を研究するとともに、公開授業の実施、独自教材と指導計画の作成及びホームページでの公開などを通じて、研究成果を各学校の教育活動で実践しています。(平成25年度のテーマは、学力充実研究部、学校安全研究部、外国語活動研究部、道徳教育研究部、情報教育研究部。)

このほか、市教育委員会では、生徒指導研究に関する研修助成、事例研究セミナーの開催、「生徒指導ハンドブック(宇治市教育委員会)」の活用などを通して、教員の生徒指導力量の向上に取り組んでいます。

今後は、小中一貫教育を進める中で、学習指導・生徒指導両面のあり方も工夫していく必要があります。

一方で、ここ数年で、教職員の定年による大量退職に伴い、若手教員が増加します。そのため、若手教員の指導力量の向上、中堅教員の育成が大きな課題となります。

[推進施策と主な取組]

市独自の研究活動の充実【重点施策】

市独自の教員自身によるテーマ別研究活動の充実を図ります。

中堅教員のスキルアップや生徒指導力量の向上など、喫緊の課題をテーマとした研究活動を行います。

学習指導にかかる研修などの充実

教員の学習指導力量の向上を図るため、講座（一般研修、専門研修、情報教育研修など）の開催を推進します。

研修や講座のプログラムは、時代の変化への対応や本市の直面する課題改善などに役立つ内容で実施します。

生徒指導研究の充実【重点施策】

教職員に対する研修助成、事例研究セミナーの充実を図ります。

問題行動の低年齢化や不登校に対応するため、各学校に専門家による相談体制の確保・充実を図ります。

児童生徒・保護者と教職員の信頼関係を構築する機会として、各学校において多様な学社連携を積極的に展開します。

児童生徒・保護者に信頼される教員の養成

中核を担う教員養成に向けて、教員のライフステージに沿った校内研修、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）などの取組の充実を図ります。

教科指導などに優れた教員OBを活用する制度を創設し、若手教員に指導技術の継承を図ります。

大学の教員養成課程と連携し、教員を目指す人材の確保・育成を図ります。

管理職のマネジメント能力の向上【重点施策】

管理職に求められる学校運営能力や人材育成に重点を置いた管理職研修の拡充を図ります。

管理職自身によるマネジメント能力向上のための研修を市独自に実施します。

教員が職務上の悩みなどを相談しやすい職場環境に努めます。

校長のリーダーシップのもとに、副校長、教頭あるいは主幹教諭、指導教諭が教職員と協働し、質の高い学校運営に努めます。

メンタルヘルス（精神面の健康管理）対策の充実

管理職や教員のメンタルヘルス対策として、専門医や校長経験者などによる相談体制の充実を図ります。

それぞれのケースに応じて、病気休暇や休職から円滑な職場復帰を図るための取組を実施します。（プレ出勤、職場復帰トレーニングなど）

施策7 幼児・児童生徒を中心に据えた学校運営の推進

[現状と課題]

(開かれた学校運営)

本市の各学校では学校評議員制度を導入して、また、児童生徒の通学を見守るスクールサポーターをはじめ、学習指導などへの社会人講師やボランティアの導入、身近な地域での体験活動など、保護者・地域と学校教育の積極的な学社連携を進めています。

こうした取組の一方、本市では、協力していただく人の固定化や高齢化がみられ、また、地域によっては学社連携に温度差があるともいわれます。

各学校では、より多くの人に学校運営に関わっていただきながら、あらゆる場面で学社連携を積極的に進めていくために、学校評議員制度など地域が学校運営に参画する取組の拡充、地域資源を活用する「宇治学」の充実、児童生徒の安全を守る宇治市安全・安心まちづくり推進会議や宇治市子どもの安全な生活を守るネットワーク会議の充実などが必要になります。

また、学社連携を進める一歩として、小中一貫教育の成果や課題の公表、学習達成度の状況などを含め、学校情報の積極的な発信も必要です。

(相談体制)

各学校では、日頃の教育活動をはじめ、保護者との連絡、定期健診、児童生徒や家庭への調査などにより、学級担任や学年主任を中心に児童生徒の生活実態を常に把握するよう努めています。また、本市独自の取組として、臨床心理学専攻の大学院生などによる学校内で相談活動や家庭訪問も実施しています。

学校以外の相談窓口としては市教育委員会のほか、「宇治青少年こころの電話」があります。寄せられた相談はそれぞれ適切に対処するとともに、相談事例をもとに各学校で教育環境や指導方法の改善に取り組んでいます。これらの事例は、個人情報を保護した上で校長会や市教育委員会で共有し、環境改善に役立てています。

公立幼稚園児及び小・中学生の保護者アンケートの結果からは、教職員に日頃から児童生徒の様子をよくみて欲しいという期待がうかがえます。しかし、学校長等アンケートでは、児童生徒とじっくりと話し合う時間が少ないことを課題のひとつに挙げています。

保護者の期待と学校現場の実情を踏まえ、学校教育全体を通じた「心の教育」の充実とともに、児童生徒が悩みや不安をより相談しやすい体制づくりが必要です。

[推進施策と主な取組]

地域特性を活かした個性的な学校運営の推進【重点施策】

各学校で学校評議員の積極的な活用や学校運営協議会（コミュニティ・スクール）も含めた新たな学校運営推進組織の導入を検討し、地域特性を活かした学校運営体制を構築します。

放課後子ども教室支援事業の実施拡大など、地域ニーズを反映した学校施設利用を進めるため学校施設の管理運営に関する地域や団体との連携強化を図ります。

地域特性を勘案し、宇治市ならではの学校評価ガイドラインを市教育委員会が策定するなどして、全校で自己評価の実施、結果の公表、保護者・地域からの意見収集を実施します。

子どもたちに向き合う時間の確保【重点施策】

教員が幼児、児童生徒に向き合う時間をより一層確保できるように、各学校（園）運営上の問題のうち、解決困難な課題について、専門的な指導や助言を行える体制を整備します。

各学校の児童生徒の実態に即した指導を行う体制構築に向けて、副校長、教頭あるいは主幹教諭、指導教諭の増員を京都府教育委員会に要請します。

学校からの情報発信の充実

全校（園）でホームページを開設します。

あらゆる機会を捉えて、保護者・地域から学校に対する意見を収集する。収集した意見、学校運営への反映状況などを「教育だより」やホームページで随時、発信します。

市教育委員会独自の活動の推進

市教育委員会が教育現場の実態を把握するため教育委員が学校に出向き、保護者や地域などと意見を交換する機会の拡充を図ります。

市教育委員会の自己評価と結果の公表をなお一層、促進し、その結果を反映した教育政策の充実を図ります。

保護者活動の活性化

学校（園）運営に対する保護者（保護者会、PTA、育友会など）の参画を進めます。

各学校（園）の保護者活動の活性化を支援するため、PTAのOB・OG等による相談支援体制、団体同士の情報交換の機会創出、父親が参画しやすい体制づくり（おやじの会、父親の会等）を進めます。

大学・団体・企業などとの連携の拡大

大学との協定に基づき、教科、相談体制、学校行事、学校運営などにかかる幅広い連携を進めます。また、大学教員の専門性を活かし、教員の研修や研究会の充実を図ります。

団体・企業・施設などの協力を仰ぎ、児童生徒の生き抜く力を養う多様な体験機会を創出します。

【参考】地域参画の主な制度・事業

目的	制度名・事業名	概要
学校運営に、保護者や地域住民の意見を反映させる制度	学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)	<ul style="list-style-type: none"> 保護者や地域住民が一定の法令上の権限(学校運営方針の承認、教職員の任用に関する意見の申出等)を持って主体的に学校運営に参画するための制度。 保護者や地域住民が学校や教育委員会と、相互に交流できるシステム。各学校に導入するか判断は、学校設置者である市町村教育委員会が行う。
	学校評議員制度	<ul style="list-style-type: none"> 校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域住民の意見を聞くための制度。(校長の求めに応じて学校評議員が個人として意見を述べる。) 学校評議員の意見は、合議によるものではないこと、校長の意思決定に対し直接影響を及ぼすものではない点などで、学校運営協議会と異なる。
	学校関係者評価	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法施行規則の改正(平成19年)で、学校の学校運営状況に対する自己評価結果を踏まえた保護者等の学校関係者による評価の実施が努力義務化された。 学校運営協議会の下部組織として、学校関係者評価を行う組織を設けているケースもある。
保護者・地域住民が、学校を支援する仕組み	学校支援地域本部	<ul style="list-style-type: none"> 学校を支援するため、学校が必要とする活動について、地域住民等のボランティアが協力する仕組み。法令上に役割や権限の規定はない。 校長や教育委員会に対して意見を述べるなど、学校運営そのものに参画することは、役割として想定されていない。 複数の学校に対し1つの本部が置かれるケース、1つの学校に1つの本部が置かれるケースがある。 コミュニティ・スクールの多くでは、学校運営協議会の下に学校を支援する実働組織を置いている。
	放課後子ども教室事業	<ul style="list-style-type: none"> すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域住民等の参画を得て、子どもたちと勉強やスポーツ・文化活動、地域との交流活動等を推進する。 学校の余裕教室等を活用して、「放課後児童健全育成事業【厚生労働省】」と一体的・連携して事業を実施する事例も多い。(共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(児童福祉法))

施策8 時代のニーズに応じた教育環境の整備

[現状と課題]

市教育委員会では、平成18年度に「学校施設の耐震化方針」を策定しました。この方針に基づいて平成20年度に「第2次宇治市学校施設整備計画」を策定し、平成20～29年度までの10年間で耐震化及び施設整備を計画的に進めています。平成22年度からは校舎の耐震補強による環境変化、学力充実を図るための夏休みなどの学習支援の取組などを総合的に考慮し、耐震補強工事が完了した学校若しくは耐震補強工事が不要でない学校から、順次、普通教室や特別教室などに空調機の設置を進めています。

小・中学生の保護者アンケートの結果では、学校の施設・設備について「空調、照明、トイレなど」「耐震、防災設備など」を優先して整備することを期待しています。

今後は、学習環境の向上とともに保護者の意向を踏まえながら、学校の施設・設備の計画的な整備・改修を進める必要があります。

本市では、同じ小学校を卒業した子どもが、2つの中学校に分かれて進学する「分散進学」が市内の4つの小学校であります。小中一貫教育を推進する上で分散進学が課題となっています。

[推進施策と主な取組]

学校施設・設備の計画的な整備【重点施策】

「第2次学校施設整備計画（平成20～29年度）に基づく計画的な改修を行います。教育内容・教育方法などの変化に対応したよりよい教育環境、学校施設の整備を進めます。

教育情報ネットワークシステムの整備

教員の情報教育指導力向上のため、研修などの充実、全校全教職員への端末機器の配備を進めます。

校内体制の整備・充実

保護者や児童生徒のニーズを踏まえ、通級指導教室の充実を図ります。不登校児童生徒の居場所の増設を検討します。（児童生徒がクールダウンしたり、教員が話を聞いたりする場所）

合理的配慮に基づく支援体制の構築を進めます。

小・中学校教材充実

小・中学校の一般教材備品、理科教育振興備品などの充実を図り、教育環境の整備に努めます。

登下校時の安全の確保【重点施策】

地域ぐるみで子どもを守る体制を強化するため、保護者や地域の協力を仰ぎ、安全確保の体制づくりを図ります。

へき地校通学対策として車両の定期的な更新を行い、スクールバスの運行を継続します。

児童虐待防止への対応

児童虐待の早期発見・早期解決のための教員研修の充実、児童相談所及び関係機関との連携強化を図ります。

児童虐待防止法など法制度の趣旨を広く啓発します。

就学援助の実施

様々な生活環境の児童生徒が均等に義務教育を受けることができるよう、就学援助費の支給を適正に執行します。

就学相談や進学相談、海外帰国・外国人児童生徒などに関する相談体制の充実を図ります。

分散進学の見直し

分散進学によって生じる課題を、小中一貫教育を推進するなかで明確にし、具体的な分散進学の見直し策を検討していきます。

目標 2 調和のとれた子どもの「育ち」を支える 「家庭・地域の教育力」を向上させる

施策 9 「家庭の教育力」の向上

[現状と課題]

子どもの「育ち」において、家庭（保護者）の役割は極めて重要です。今回のアンケートから、保護者・市民・教育関係者の共通認識として、「豊かな心」の育成に深く関わる4項目については「家庭」が最も重要な役割を担うという認識が明らかになりました。つまり、子どもが健やかに成長していくための家庭の役割が明確になったといえます。

【保護者、教育関係者・団体、市民アンケートに共通する、子育てにかかる役割】（再掲載）

<p>「家庭」が最重要 次いで「学校」も一定の役割を担う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会のマナーやルールを教える ● 思いやりや他人を大切にすることを育てる ● 自然を大切にすることを育てる ● 規則正しい生活習慣、食生活を身に付ける
<p>「学校」が最重要 次いで「家庭」も一定の役割を担う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学力の基礎・基本を身に付ける ● 運動能力や体力を向上させる ● 他国の文化を大切にすることを育てる

平成 24 年度全国学力・学習状況調査の生活実態調査結果をみると、本市の小学 6 年生では「土曜日や日曜日に全く学習をしない児童割合」が全国平均値より約 10% 多い結果となっています。

また、中学 3 年生では「土曜日や日曜日に 1 時間より少ない時間、あるいは全く学習しない生徒割合」、「家で学校の宿題や復習をあまり、あるいは全くしない生徒割合」が全国平均値より約 10~20% 多くなっています。

このような状況から、望ましい生活習慣の確実な定着を図るため、小学生段階から中学生段階に至るまでの継続的な指導を、家庭と学校が連携して取り組む必要があります。

小・中学生アンケートの結果では、実際に「いじめられたことがある」「いじめたことがある」という回答がそれぞれ 1 割前後ありました。また、いじめのことを「誰にも相談しなかった」の割合は約 3 割に上ります。

いじめの問題は学校だけで発生するとは限らないことから、いじめや非行などの問題に関し、家庭における教育が何より重要であり、保護者も「思いやりや他人を大切に作る心」を育てるのは家庭が最も重要であると認識しています。

こうした結果を踏まえ、核家族化が進む中、子どもの「豊かな心」を育む役割を家庭が十分に果たすよう、市教育委員会として家庭教育施策を改めて見直し、本市の重要な取組と位置付けて、家庭教育の充実を図る必要があります。

[推進施策と主な取組]

「家庭教育」を知る機会の拡充

市教育委員会広報やホームページに「家庭教育コーナー」を定期的に掲載します。

家庭で望ましい習慣の定着促進【重点施策】

市教育委員会及び関係機関が連携し、家庭で実践することが望ましい習慣の啓発活動を展開します。(例 あいさつ運動、早寝・早起き・朝ごはん運動)

「家庭教育力」を高めるための支援【重点施策】

学校・行政や育友会・PTAなどにおいて、子どもの育ちに合わせた親教育のための講座などを開催します。

ボランティアなどと協力して遊びの場を提供し、子育て学習を支援します。

府と連携して、「まなびアドバイザー」や家庭教育カウンセラー巡回相談の活用を図ります。

育友会・PTAが企画する「親のための応援塾」の開催を促進します。

幼稚園などで育児に不安を持つ若い保護者のための子育て教室、悩み事の相談を受け付ける活動の充実を図ります。

中学生が家庭の役割や重要性を認識できるよう、中学生の福祉体験事業などを実施します。

小学生の困りごとの相談相手は「家族」であることから、学校で開催する懇談会などを通して、児童が家庭で学校のことを話しやすい環境づくりを家庭に働きかけます。

家庭学習習慣を形成するため、学校から児童生徒及び保護者に向けた啓発に努めます。

スクールソーシャルワーカーを活用して、家庭問題に取り組む学校を支援します。

施策10 「地域の教育力」の活用

[現状と課題]

市教育委員会は「宇治市青少年プラン 生(い)き育(い)きプラン」(平成16年3月策定)に基づき、青少年本人が自ら考え、行動する力を身に付けることが最も重要であるという考えから、中学生の主張大会や小学5・6年生対象にジュニアリーダー養成の体験学習、市内3か所の青少年センターの活動などを中心に青少年健全育成を進めています。

また、青少年健全育成協議会、少年補導委員会などの青少年育成の「ネットワーク」を中心として、指導者・関係団体の育成や育成活動への支援が着実に進んでいます。青少年健全育成にかかる現状をみると、小学生の悪質ないたずらや中学生の暴力的事象などが発生しているものの、指導件数、延べ指導人数の推移は、小学校は微増、中学校は横ばいの傾向にあります。一方、全国的な課題となっている、いじめの問題やインターネット上の問題事象も報告されています。

小・中学生アンケートの結果では、この1年間、地域活動に参加した割合(よく参加+ときどき参加)は6割強、地域とのふれあいが自分のためになると思う割合(とても、ためになる+まあ、ためになる)は8割に上ります。

市民アンケートでは、子どもを育てる環境づくりへの協力意向(ぜひ協力+できることであれば協力)は7割に上ります。また、団体アンケートでは、すべての団体が子どもの育成に協力する意向を持っています。

地域の人間関係が希薄化し、地域の教育力が低下しているといわれる今日の社会では、より多くの市民や団体が様々な場面で子どもたちの成長に積極的に関わる地域社会の構築が、引き続き、重要な課題となります。

[推進施策と主な取組]

地域が主体となった青少年健全育成活動の推進【重点施策】

青少年健全育成協議会と市内ほぼ全域に結成されている地域青少年健全育成協議会が取り組んでいる地域に根ざした活動と次世代の地域活動を担う人材育成のための活動を推進します。

少年補導委員会が連合育友会・学校とともに開催している地域懇談会のネットワークを活かし、関係組織とも連携しながら、非行防止活動を含め、きめ細やかな少年補導と環境浄化活動を推進します。

地域と青少年の絆を深める活動の展開

「放課後子ども教室」や土曜日の「子どもの居場所づくり支援事業」などを実施して、子どもたちに安全で多様な体験を提供します。

地域のボランティアや社会人講師の協力を仰ぎ、総合的な学習の時間や課外活動などを実施します。

地域や団体活動において異年齢の子ども達が交流する活動の活性化、地域の祭りや掃除などに家族で参加するような取組を実施するよう働きかけます。

青少年の成長を促す活動の充実

小学 5・6 年生対象の夏休みジュニアリーダー養成学習会の充実を図るとともに、地域や学校と連携してジュニアリーダーの活動領域の拡大と参加者の増加を図ります。

中学生自身が考え、悩み、求めていることを発表する「中学生の主張」大会では、地域や学校と連携して大会参加者の増加を図ります。

不登校の児童生徒を対象とした「ふれあい宿泊キャンプ」を実施し、自然の中での共同生活により、自立への力を養う場を提供します。

地域の社会教育施設の活用

図書館、公民館、スポーツ施設、青少年センターなど市内にある社会教育施設は、それぞれの機能を活かし、ボランティアと協力して、青少年健全育成により一層取り組めます。

青少年健全育成に関する相談支援体制の充実

青少年や保護者などが相談しやすい「宇治青少年こころの電話」を努めるとともに、相談員の専門性の向上を図ります。

施策 11 学校教育と生涯学習のつながりの強化

[現状と課題]

市教育委員会では、放課後を中心とした仲間づくりの機会を子どもたちに提供する青少年センター事業の実施や、学校やボランティアなどと連携した子どもの読書活動の推進など、学社が連携する施策をはじめ、地域の協力も得て学校教育と生涯学習が相互に関わり、支え合う取組を実施しています。

学校長アンケートでは、家庭・学校・地域の連携において特に重要なことは「学校と地域が情報を共有する体制や仕組みをつくること」「地域と学校をつなぐコーディネーターがいること」であるという意見がありました。

同じく学校長アンケートにて、学社連携における課題と課題解決の方策についても「地域と学校をつなぐコーディネーターの不在」「教員に新たな負担とならないような仕組みづくり」が挙げられています。

団体代表者アンケートでは課題と課題解決の方策として、「教師、学校、家庭、地域が連携して子どもや保護者との話せる関係作り」「教育と他分野の連携、人的交流を深く持つ」「行政、地域がともに連携し必要な情報は共有するシステムづくり」が挙げられています。

学校、家庭、地域、行政が総がかりで子どもの教育に取り組むことが重要であり、学社連携を推進するための仕組みだけでなく、学校教育と生涯学習の架け橋となり、コーディネーターとしての役割を担う人材の確保が求められています。

[推進施策と主な取組]

青少年健全育成に関する相談支援体制の充実

青少年や保護者などが相談しやすい「宇治青少年こころの電話」を努めるとともに、相談員の専門性の向上を図ります。

青少年支援活動の展開

職員の専門性を活かし、市内3か所の青少年センター活動の拡充を図ります。（学習・文化活動、こどもクラブの育成、自由遊びや自主学習の場の提供など）

青少年センター、地域、団体が連携して、家庭や学校以外で、仲間づくり、リーダー育成及び多世代交流につながる多様な機会を提供します。

青少年指導センター、青少年センターを含め、市内の将来的な青少年支援拠点のあり方を検討します。

子どもの読書活動の推進

福祉部門の事業と連携し、乳幼児から本にふれあうきっかけづくりを推進します。図書館での「おはなし会」などを通じて、子どもの読書活動の積極的な推進を啓発するとともに、家庭における絵本の読み聞かせや、家族一緒に読書を楽しむ読書運動を展開し、保護者の読書活動を推進します。

学校図書館司書やボランティアを活用し、学校における子どもの読書活動にかかる取組を充実させます。

市立図書館をはじめとする公共施設において事業を展開し、地域における子どもの読書意欲を高める活動を推進します。

社会教育団体などの活動支援

育友会・PTAの事業である「親のための応援塾」や地域の子ども会の活動を通じて、親子と地域の大人のつながりづくりを支援します。

学校評議員制度などによる地域住民の学校運営参画推進

地域を代表する市民で構成する学校評議員会を開催し、学校における教育活動全般について意見交換を行い、学校教育の充実に活用します。

目標 3 スポーツ、文化活動などの生涯学習を 「市民の社会還元力」に発展させる

施策 12 循環型生涯学習社会の進展

[現状と課題]

生涯学習関連施設として、市内には生涯学習センター、公民館、図書館、青少年センター、歴史資料館、源氏物語ミュージアム、宇治市総合野外活動センター（アクトパル宇治）があります。これらの施設はその機能を活かして様々な生涯学習プログラムを提供しています。

学校施設も生涯学習の場として地域に開放されており、地域ボランティアの協力のもと、「放課後子ども教室」や「子どもの居場所づくり支援事業」を実施しています。

市民自身が企画・運営する講座・教室の開催支援のほか、企業の社会貢献活動の機会を提供し、また、宇治の文化・資源を活かした「総合的な学習」支援事業なども実施しています。

生涯学習センター事業をはじめとし、様々な生涯学習の場面で大学との連携を進めています。

市民アンケートの結果をみると、生涯学習や地域活動への参加は3割程度にとどまっています。また、生涯学習関連施設に期待する機能や役割として、講座や講演会、イベントなどの開催を挙げる人が5割という結果が出ています。一方で、学習活動や地域活動に参加した市民が活動で得たものは「他人とのつながり」であるとも考えられています。

このようなアンケート結果を踏まえ、今後は受け身の学習に留まらず、学んだことを社会に還元する社会貢献意欲の高い人材が地域に増えていくよう支援していく必要があります。

参加の少ない若年層を含めた幅広い世代に広報する新しい情報提供の方法、学習拠点施設の機能拡充、様々な分野との連携拡大が特に期待されています。そして、こうした学習成果や社会貢献意欲が社会に循環する仕組みづくりが必要になります。

[推進施策と主な取組]

生涯学習情報の的確な提供

生涯学習に関する情報データベースの充実を図ります。

市内の活動情報をボランティアや生涯学習及び地域活動に取り組む人に情報を収集し、提供する機会の拡充を図ります。

生涯学習講座の充実【重点施策】

公民館で、それぞれの地域の特色を活かした学習講座を開催します。

学習拠点施設の特長を活かした独自の活動の充実を図ります。

(生涯学習センター、公民館、図書館、青少年センター、歴史資料館、源氏物語ミュージアム、宇治市総合野外活動センター(アクトパル宇治))

宇治の歴史に根ざした源氏物語や宇治茶を学ぶ講座など、市民の学習意欲を新たに掘り起こすような講座を開催します。

図書館は、市民の自主的・自発的な学習活動や情報活用能力の向上を支援するため、関係機関などと協働して、多様な学習機会を提供します。

市民・地域活動への支援【重点施策】

市教育委員会は、「うじ市民活動サポート事業」や、毎年開催している「市民まなびの集い(宇治まなびんぐ)」など、市民が企画・運営する事業を支援・協力します。

講座履修後に自主的な活動につながるよう、個人やグループに対する活動継続支援の充実を図ります。

生涯学習センターでは、学習の成果や社会経験を活かして「セカンドライフ相談・交流会」などを開催し、地域活動に取り組むことを支援します。

公民館では、地域住民や登録サークルに呼びかけ、学習成果を社会に還元する取組を行うよう、機会の提供やコーディネートに努めます。

図書館は、図書館におけるボランティア活動を支援し、活動の機会や場所を提供します。また、地域・家庭文庫の自宅や、公民館・集会所などでの本の貸出やおはなし会などの活動を、継続して支援します。

生涯学習施設の機能拡充

市民要望に応える学習拠点施設とするため、施設・設備の機能拡充と計画的な改修を進めます。

生涯学習や市民活動を行う団体などが活動拠点として使用できるよう、学校施設をはじめ既存施設の一層の活用を図ります。

学習成果が循環する仕組みの再構築【重点施策】

「宇治市生涯学習人材バンク」の利用者増加を目指します。

例えば、自主的な学習活動やイベントでの学習成果の発表など、学びの循環を促す仕組みの充実を図ります。

質の高い生涯学習環境の推進

質の高い生涯学習活動が実施されるよう、生涯学習審議会などの円滑な運営を図り、審議内容や研究報告を今後の施策展開に活用します。

多分野の市民団体のネットワークが広がるよう、交流機会の拡大や情報共有化を進めます。

施策 13 スポーツ文化の推進

[現状と課題]

人口の高齢化、団塊の世代の大量退職などを背景とし、市民の健康に対する関心の高まりやライフスタイルの変化からスポーツ・レクリエーションに対する関わり方やニーズは多様化しています。そのため、心身両面にわたる健全な発達を促すとともに、明るく豊かで活力に満ちた生きがいのある社会形成に寄与するスポーツの推進は非常に重要なものとなっています。

市民アンケートの結果では、8割以上の市民が運動やスポーツをしたいと回答していますが、週に1日以上運動やスポーツをしている市民は約3割にとどまっています。市教育委員会はこの数値を5割以上となることを目指し、事業を実施しています。

多様化するニーズに対応するためには、(財)宇治市体育協会や宇治市体育振興会連合会をはじめとする関係団体との連携を緊密に図り、市民の主体的・自発的な活動を支援し、継続的にスポーツに親しめるよう、地域におけるスポーツ活動を一層推進することが求められています。

黄檗公園、西宇治公園などの体育施設の有効な活用に努めるとともに市立小学校、中学校の学校体育施設の開放事業を実施し、スポーツ・レクリエーション活動の場の確保を行っています。

スポーツ活動における成果が、「健康のため」という目的だけにとどまることなく地域コミュニティの発展など、幅広い効果をもたらすことができるよう、「スポーツ文化」としての定着を目指した活動を行っていく必要があります。

[推進施策と主な取組]

生涯スポーツの推進【重点施策】

週に1回以上運動やスポーツをする市民の割合を5割以上にするため、市主催イベントなどを通して運動機会の提供を行います。

市民や地域が主体となってスポーツを楽しむことを支援するため、関係団体と連携してスポーツ大会、初心者向けスポーツ教室、障害者スポーツ大会、地域ごとの運動会などを実施します。

関係団体への支援

市民が主体的に取り組む生涯スポーツと競技スポーツの環境づくりのため、体育協会・体育振興会連合会・スポーツ推進委員協議会・スポーツ少年団・総合型地域スポーツクラブなどの自主的な活動を支援します。

体育施設の機能拡充

市民・地域のスポーツ活動の拠点となるよう、学校施設をはじめ既存施設の一層の活用を図ります。

市民要望に応える体育施設とするため、都市整備部門と連携し、施設・設備の機能拡充、計画的な改修を図ります。

スポーツに関する情報提供・相談体制の充実

市民スポーツの活性化のため、スポーツに関する情報を積極的に収集し、市民に発信します。

校区毎に委嘱しているスポーツ推進委員と連携し、スポーツをしたい人、支えたい人が気軽に相談できる体制の確立に努めます。

スポーツイベントの開催

関係団体と連携協力し、本市のスポーツ文化の発展及び観光の活性化につながるスポーツイベントの開催し新たな誘致に努めます。

スポーツボランティアの普及

スポーツの技能を広く伝えるため、「宇治市生涯学習人材バンク」の有効な活用を図ります。

スポーツ指導者の充実やマラソン大会などのスポーツイベントの運営を支えるスポーツボランティアの育成を図ります。

スポーツボランティアの情報を集約し、市民がボランティアとしてスポーツを気軽に楽しむ環境をつくります。

トップアスリートを活用したスポーツの推進

京都サンガF.C.とスポーツのみならず様々な分野で協働することにより、市民のスポーツへの関心を高めます。さらに、スポーツを通して社会全般に活動を広げることで市民意識の醸成を図ります。

京都サンガF.C.の情報を市が発信するなど「観る」スポーツの発展を通して、さらなるスポーツ文化の定着を目指します。

施策 14 歴史と文化の継承・活用

[現状と課題]

本市には、国宝の平等院鳳凰堂、宇治上神社に代表される文化財が数多く所在します。市教育委員会では、貴重な埋蔵文化財の保護、文化財の保護・活用、伝統文化の継承に関する調査研究を進めています。

市内の貴重な歴史資料を保護・活用する施設として宇治市歴史資料館が、また源氏物語と平安文化を中心に資料の収集展示・情報発信を行う施設として源氏物語ミュージアムが開館しており、ともに特別展・企画展や講座・講演会などを通じた市民の文化意識の醸成とともに、学校の「宇治学」と連携した郷土学習への支援や、源氏物語を活かした古典への造詣を深めるための学習機会の提供を行っています。

歴史・文化についての市民アンケートの結果では、世界遺産以外の文化財を知らないと答えた割合が6割を超えました。

歴史資料館の事業に行ったことがある、または参加したいと答えた人の割合は5割を超えました。

源氏物語ミュージアムに入館経験がある、機会があれば入館したいと答えた人の割合は8割近くに上りました。

千年の歴史と貴重な文化を継承するためには市民の関心・理解・協力が不可欠です。そのため、歴史文化に関する市民意識の向上が引き続きの課題といえます。

また、今後は、各生涯学習施設・学校・文化団体などとの連携を一層進めるとともに、歴史資料館と源氏物語ミュージアムの教育的機能を活用した学習機会の充実が必要になります。

[推進施策と主な取組]

市民の歴史文化への意識啓発【重点施策】

学校教育や生涯学習講座などと連携しながら、本市の歴史文化に関する市民意識の向上を図ります。

市民・地域の関心を高めながら、宇治川太閤堤跡の保存活用、文化的景観の保護に努めます。

専門的・学術的な文化財の価値を市民にわかりやすく伝えるため、大学や研究機関と連携し、多様な手法で啓発を進めます。

歴史資料・伝統文化の収集・保存

本市の貴重な文化財、伝統文化、郷土芸能を次世代に伝えるため、関係機関との連携と市民の協力を得ながら、文化財指定と埋蔵文化財の発掘調査を着実に進めます。歴史的・文化的資産の散逸・消失を防ぎ、活用を図るため、歴史資料のデジタル化（宇治デジタルアーカイブ）を進めます。

貴重な文化財を保護するため、文化財所有者に対し、補助制度を周知します。また、文化財所有者の経済的負担を軽減する制度の導入を検討します。

地域の歴史文化を守るため、自治会及び市内外で関心を持つ人に広く呼び掛け、伝統文化や郷土芸能の継承と将来の人材育成を図ります。

歴史資料館の充実・活用

本市の歴史を現代に伝える古文書や民具などの貴重な歴史資料の調査・保存の充実を図ります。

宇治の歴史を市内外の人々に広く周知するため、特別展、企画展、出張展示を定期的に開催します。宇治学の構成要素となる基本的かつ共通の情報を発信します。

歴史資料館の教育普及活動を充実し、各小学校の総合的な学習の時間及び社会科の時間に向いて授業をしたり、また、公民館の生涯学習講座とも連動させながら、市民の郷土意識（ふるさと宇治）の向上につながるよう努めます。

源氏物語ミュージアムの充実・活用

本市の誇る文化を市内外の人々に広く周知するため、平安文化を代表する源氏物語を様々な視点で捉えた企画展を定期的に開催します。

基本となる入門講座や連続講座に加えて、市民の多様な学習ニーズに対応するために体験型の事業や習熟度に応じた講座などに取り組みます。また、市内小・中学校の「宇治学」の時間、公民館の生涯学習講座などに協力し、市民の郷土意識（ふるさと宇治）の醸成につながるよう努めます。

「古典の日（毎年11月1日）」の法制化をふまえ、古典に関する学習機会の提供を進めます。特に次代を担う小・中学生を対象とした古典の入門や、古典に親しむきっかけづくりとなる事業を展開します。

関係機関の連携強化

教育以外の部門とも連携し、情報交換及び共有に努めます。

